

「研削といしの取替え等の業務」 に係る特別教育の開催について

平素より、当協会の事業運営にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、危険業務に就労させる時は、その業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことが義務付けられております。

このたび、労働安全衛生規則第36条第1号に掲げる「研削といしの取替え等の業務」に係る特別教育を下記の通り開催致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 期日・会場

期 日	時 間	会 場	受付期間	定 員
6月 27日 (木) (学科)	9:00 ～ 18:00	和同新産センタービル (旧長岡新産管理センター) 長岡市新産2-1-4	5月1日から	30名
6月 28日 (金) (学科・実技)	9:00 ～ 17:00	和同新産センタービル (旧長岡新産管理センター) 長岡市新産2-1-4	定員になり次第 締め切らせて いただきます。	

2. 講習対象者

- (1) 機械研削盤及び自由研削用グラインダ等の研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務に従事する者
(機械研削盤とは平面研削盤、円筒研削盤、工具研削盤等)
(自由研削用グラインダとは携帯用グラインダ、両頭グラインダ、切断機等)

3. 講習内容

- (1) 研削盤、研削といしに関する知識
- (2) 研削といしの取付け具、といしの覆い、保護具等に関する知識
- (3) 研削といしの取付けと試運転の方法
- (4) 関係法令
- (5) 実技

4. 受講料

12,500円 (非会員 14,700円)

(テキスト代含む)

5. 申込み方法

(1) 申込書に記入の上、FAX又は郵送等で申込み下さい。

尚、受講料は、開催日1週間前までに 銀行振込又は 協会へ現金持参にてお願い致します。

申込先：〒955-0055 三条市塚野目2-5-10 (一社)三条労働基準協会

(TEL 0256-32-5130、FAX 0256-33-5110)

振込先：第四北越銀行三条支店 普通預金No.0484564 口座名 (一社)三条労働基準協会

※ 尚、当協会が主催します教育・講習会は、公益事業となりますので 振込手数料は受講者負担にてお願い致します。

(2) 定員に達した場合は、締め切り日前でも受理をお断り致しますので予めご了承下さい。

6. その他

(1) 受講申込および受講料入金を確認次第、受講票をFAXにて送付します。

(2) 携行品は、第一日目は筆記用具、第二日目は筆記用具、作業衣、作業靴を持参してください。

(3) 尚、申込後のキャンセルにつきましては、講習会初日の1週間前から前日まで は事務手数料として1,100円、当日の場合は全額を徴収させていただきます。

(4) 全課程を修了した方には修了証を交付致します。

(5) 昼食を持参して下さい。

き り と り

「研削といしの取替え等の業務」特別教育申込書

開催日：令和6年6月27日～28日

協会員・非協会員 (〇印をつけて下さい)

事業所名	TEL FAX		
所在地	〒		
受講者氏名	生年月日	備考	
	S・H		
	S・H		
請求書	請求書発行を希望される方は、左欄に〇印・下記にメールアドレスを記入して下さい (原則としてメールにて請求書を送らせていただきます。) 尚、振込の場合も当日に領収書をお渡しいたします。(当協会は免税事業者です。) ※ メールアドレス:		

上記の通り 名分の受講料 円にて申し込みます。

令和 年 月 日

申込み担当者名

三条労働基準協会宛

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については、講習の実施及び、修了証の管理以外には使用いたしません。